

第 1 章

環境基本計画の 基本事項

- 第 1 節 計画策定の背景・目的
- 第 2 節 計画の理念
- 第 3 節 計画の役割
- 第 4 節 計画の位置づけ
- 第 5 節 関係系統図
- 第 6 節 計画の期間
- 第 7 節 計画の対象範囲（地域・主体・範囲）
 - 7-1 計画の対象地域
 - 7-2 計画の主体
 - 7-3 各主体の役割
 - 7-4 計画の範囲

第1章 環境基本計画の 基本事項

第1節 計画策定の背景・目的

地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境保全・再生、生物多様性の確保等、環境への関心が高まっています。

地球温暖化は、気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつ等の異常気象の増加などの広範な影響を及ぼすと予測されています。世界の人口・経済の拡大による資源・エネルギー不足、生態系の破壊、経済活動による地球環境への負荷の増加などの課題が顕在化しています。

こうした中、国においては複雑化・多様化する環境問題に対処するため、平成5年に「環境基本法」を制定しました。この環境基本法に基づき、平成24年には「第4次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の基本的な方向性が示されました。また平成12年には「循環型社会形成推進基本法」や個別リサイクル法が整備され、循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

本町においては、平成23年3月に「第5次竜王町総合計画」を策定し、4つの基本理念を示し、その考えのもと、目指すべき将来像を「“ひと”育ちみんなで煌く交竜の郷」としました。4つの基本理念のひとつに「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」が定められています。

「第5次竜王町総合計画」における基本目標として、その目指すべき将来像の実現を図るために「5つのまちづくり分野」として施策展開の目標を設定しました。この目標のうち「まちの美しい環境に関する分野」「生活の安心・安全に関する分野」を定め、その施策の展開の中で、「資源循環社会の推進」、「田園空間の保全」について取り組みを示しています。

また平成26年3月に「竜王町環境基本条例」を制定し、平成26年4月から施行しました。本条例において、良好な環境の保全および創造に関する基本理念や町民、事業者、町内で活動する者（滞在者および団体）および町の役割や、施策の基本方針を示し、環境の維持保全および育成を図ることとしました。

この「竜王町環境基本計画」は、国および県の環境基本計画、竜王町総合計画との整合に配慮しながら、「竜王町環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保を目指し、豊かな自然を次世代に引き継ぐために策定するものです。

第2節 計画の理念

竜王町は、「緑と文化の町」を根幹的な理念にしながら、まちを育んできました。また、竜王町環境基本条例の基本理念では良好な環境の保全および創造を達成し、将来世代へ継承することを目的としています。

これらの基本理念を踏まえ、本計画の理念を示します。

竜王町の根幹的理念 「緑と文化の町」

町民憲章 自然を愛しみどり豊かな美しい町をつくりましょう

計画の理念

- ・豊かで美しい環境の実現
- ・環境負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築
- ・自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動
- ・地球環境保全の推進へ、全事業活動や日常生活における積極的活動

計画の目的

良好な
環境の保全
および創造

将来の
世代へ継承

第3節 計画の役割

竜王町総合計画に基づき、環境に係る施策の方針等を定め、環境施策の具体化を図ります。

本計画は、主に以下のような役割を担っています。

課題の提起	町の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。
環境の目標	町民・事業者・町内で活動する者（滞在者および団体）および町が一体となり取り組むための目標を共有するものです。
施策の方向	町の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。
重点的取り組み	目標の実現に向け、町が特に重点的に取り組む施策を掲げるものです。
行動の指針	町民や事業者、町内で活動する者（滞在者および団体）の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。
推進・進行管理	計画の推進を図るため、推進体制や進行管理方策等を示すものです。

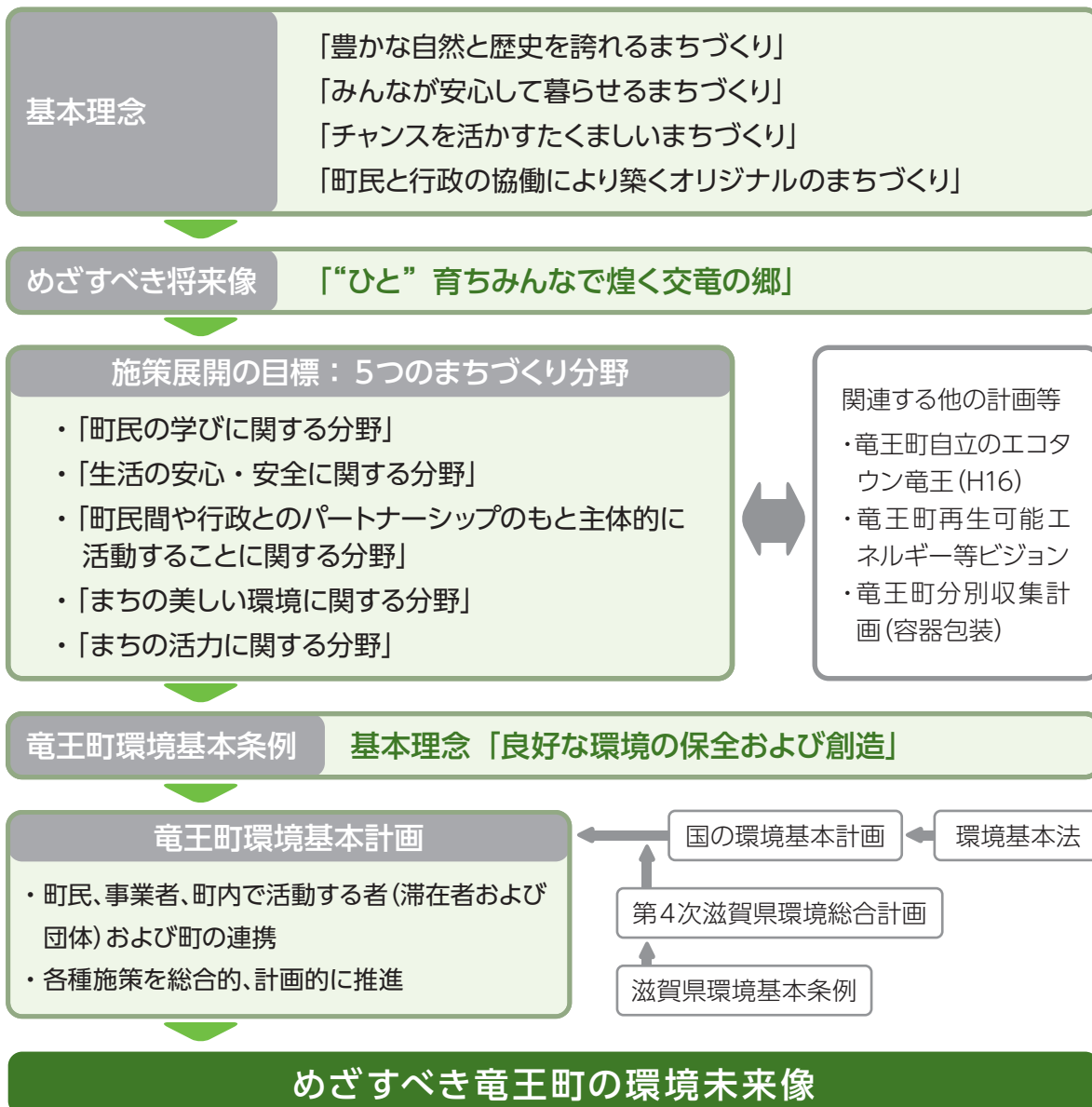
第4節 計画の位置づけ

本計画は、「竜王町環境基本条例」に掲げる基本理念を実現するため、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針としての役割を担っています。また本計画は「竜王町総合計画」を上位計画とし、「新滋賀県環境総合計画」との整合性も確保したものとします。

第5節 関係系統図

「竜王町総合計画」や「竜王町環境基本条例」等との関連から本計画の位置づけを示します。

第5次竜王町総合計画



第6節 計画の期間

本計画の期間は、町の最上位計画である「竜王町総合計画」との整合を図るために、平成33年度を最終年度とします。また、町を取り巻く社会状況の変化および技術の進展等に対応できるよう、必要な見直しを行います。

第5次竜王町総合計画	2011年（平成23年）～2020年（平成32年）
竜王町環境基本計画	2016年（平成28年）～2021年（平成33年）

第7節 計画の対象範囲（地域・主体・範囲）

7-1 計画の対象地域

本計画は、竜王町全体を対象とします。また地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地特性にも配慮するものとします。ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や滋賀県、国および地域全体も視野に入れた計画とします。

7-2 計画の主体

本計画の対象主体は町民・事業者・町内で活動する者（滞在者および団体）および町とし、それぞれの立場での役割を分担します。

7-3 各主体の役割

各主体の役割を示します。

・町民

- 日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めます。
- 良好な環境の保全および創造に自ら努めます。
- 町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・事業者

- 事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めます。
- 公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じます。
- 製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めます。

- 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 良好な環境の保全および創造に自ら努めます。
- 町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・町内で活動する者(滞在者および団体)

- 自然環境の適正な保全に努めます。
- 町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・町

- 良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。
- 町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援します。

竜王町環境基本条例では、各主体の役割について次の通り示しています。

(第4条) 町民	町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。 町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。
(第5条) 事業者	事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。
(第6条) 町内で活動する者 (滞在者および団体)	町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。
(第7条) 町	町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。 町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。

7-4 計画の範囲

本計画の環境の範囲は、地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

自 然	山や川などの自然環境や、農地、森林など 生態系
ま ち	景観 大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭など公害 光害・日照妨害・通風妨害・電波妨害・廃棄物の不法投棄 災害時の生活環境・インフラ整備(水道・電気・廃棄物)
資 源	ごみ資源、リサイクルの推進 循環型社会、省エネルギー、再生可能エネルギー等

第2章

環境未来像実現に向けた 基本目標

第1節 竜王町総合計画の基本施策に
示されている目標指標

第2章 環境未来像実現に向けた基本目標

竜王町総合計画重点施策に示されている目標やその他の基準・目標値を示し良好な環境の保全および創造をめざします。

基本目標は、長期的な視点とあわせ、短期的に達成可能な目標を設定します。

第1節 竜王町総合計画の基本施策に示されている目標指標

竜王町総合計画では、各基本施策において目標指標を示しています。

目標指標は、客観統計指標と町民実感指標として整理されています。その中で本計画に関係する目標を抜粋し示しました。

客観統計指標	現状(2010年) (平成22年)	5年後(2015年) (平成27年)	10年後(2020年) (平成32年)
家庭系一般廃棄物(焼却処分)	166.9kg/人	158.9kg/人	150.0kg/人
資源ごみの回収量	28.9kg/人	29.5kg/人	30.0kg/人
下水道普及率	89.7%	91.6%	92.4%
河川愛護取り組み面積	674,000㎡	800,000㎡	850,000㎡
指定文化財(国・県・町)件数	43件	45件	50件

町民実感指標	現状(2010年) (平成22年)	5年後(2015年) (平成27年)	10年後(2020年) (平成32年)
環境保全の満足度	60.8%	70.0%	80.0%
環境形成の満足度	51.5%	60.0%	70.0%
ごみの減量・省エネ、 リサイクル対策の満足度	53.5%	60.0%	70.0%
住環境の整備の満足度	39.2%	50.0%	60.0%
公園の整備の満足度	41.5%	50.0%	60.0%
歴史・伝統文化の継承の満足度	70.9%	80.0%	90.0%
上水道の安定供給の満足度	76.1%	85.0%	90.0%

